

# 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンのお取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接のお取引先様を通じてその先のお取引先様に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、お取引先様との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、お取引先様のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

・IT の活用により、サプライチェーン全体の情報共有・可視化による業務効率向上を推進します。

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、お取引先様とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。なお、下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。

### ① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ② 型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行わないよう十分に配慮します。

### ③ 手形などの支払条件

下請事業者との取引に対する下請代金の支払方法は、既に手形払いを廃止し、現金もしくはファクタリングによる支払としています。ファクタリングで支払う場合には、ファクタリング手数料を下請事業者の負担とせず、また、支払いサイトを 60 日以内とするよう努めます。

#### ④ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

#### ⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

お取引先様も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他（任意記載）

当社は、お取引先様との取引方針について、「サプライチェーン CSR ガイドライン」を発行し、当社はこれらの方針に基づき、公正、公平な取引を行い、責任ある企業活動に努めています。

2024年3月18日

---

北陸電気工業株式会社

---

代表取締役社長 多田 守男